

大田原市子ども権利条例に関する意見を募集(パブリックコメント)します

「大田原市子ども権利条例(案)」について、次のとおり市民の皆さまからご意見を募集(パブリックコメント)します。



意見公募の内容など

現在、市では「大田原市子ども権利条例」の策定を進めています。子ども権利条例とは、子どもの権利を保障し、市・保護者・学校・市民などの役割を明確にし、子どもが幸福で健やかに成長することができる社会の実現を目指すためのものです。

条例案を作成しましたので、市民の皆さまのご意見をお聞かせください。提出いただいた意見を集約し検討を行い、平成25年4月1日の施行を目指します。

意見を提出できる方

- ・ 次のいずれかに該当する方(個人団体を問いません)
- ・ 市内在住、在勤または在学中の方
- ・ 市内に事務所や事業所を有する方
- ・ またはその他の団体
- ・ 市に納税義務のある方
- ・ 今回の条例案に利害関係のある方

条例案の公表および閲覧方法

左記の提出期間中、次のいずれかの方法により条例案を閲覧または入手できます。

《閲覧・入手》

- ・ 市ホームページ
http://www.city.ohawara.tochigi.jp

- ・ 政策推進課
- ・ 湯津上支所
- ・ 黒羽支所

※閲覧受付は、土・日曜日・祝日を除く午前8時30分～午後5時

提出期間

8月15日(水)～9月5日(水)
※郵便の場合は9月5日(水)までの消印有効

提出方法

所定の意見書用紙に住所、氏名、連絡先を明記のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。

- ① 郵便
 - ② ファクシミリ
 - ③ 電子メール
 - ④ 条例案の閲覧場所の窓口へ直接提出
- ※電話での受け付けはできません。

意見の取り扱い

提出いただいたご意見は、内容について検討し、これに対する市の考え方を公表する必要があると認められる場合は、後日公表します。

・ 個々のご意見に対して直接、個別の回答はしませんのであらかじめご了承ください。

・ 意見公募結果の公表にあたっては、ご意見提出者の氏名その他の個人情報公表しません。

提出先・問い合わせ

A 2階

政策推進課政策推進係
〒324-8641
大田原市本町1-4-1

TEL (23) 8701

FAX (23) 8748

seisakusushin@city.ohawara.tochigi.jp

※意見公募(パブリックコメント)手続とは

市の基本的な計画などの策定にあたって、その計画の趣旨、目的、内容、その他必要な事項を市民の皆さまに公表し、広く意見を求め、これにより提出された意見を十分に考慮して市が最終的な意思決定を行う手続のことをいいます。

意見公募手続の目的は市政運営における公正性の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の皆さまの市政参加を促進し、市民の皆さまと行政との協働によるまちづくりを実現しようとするものです。

青少年健全育成市民大会

7月7日(土)、市総合文化会館ホールで、「青少年健全育成市民大会」が開催されました。

この大会の中で、

社会環境の浄化と青少年の健全育成・非行の防止をテーマとした作文と標語の表彰が行われ、10名の小中学生が最優秀賞を受賞しました。



西原小 荒井紫乃さんの作文発表

表彰式終了後には、受賞者3名による作文発表、防犯アナリストの梅本正行氏による講演が行われました。

最優秀賞受賞者(敬称略)

【作文の部】

- 荒井 紫乃(西原小6年)
- 増淵 菜月(奥沢小6年)
- 小山 萌夏(大田原中3年)
- 沼野井 志穂(野崎中2年)

【標語の部】

- 藤田 将大(大田原小3年)
- はせがわ あやと(佐良土小1年)

- 星野 新世(羽田小6年)
- 猪股 唯菜(蜂巢小4年)
- 伊藤 朱里(若草中1年)
- 土屋 昂平(黒羽中2年)

問い合わせ

少年指導センター
TEL (22) 5884